

平成24年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
<p>1. トン数標準税制 (海上運送法第38条に規定する課税の特例)</p>	<p>「日本船舶・船員確保(5年)計画」を作成・申請し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者は、当該5年間、日本籍船に係る所得についてトン数標準税制(課税の特例)を適用できる。5年後に更なる5年計画作成し再認定を受ければ更に5年間適用できる。</p> <p>(1)主な認定基準</p> <p>①日本籍船を5年間で2倍以上とすること ②毎年度、日本籍船1隻当たり1名以上の日本人船員を訓練すること ③毎年度、日本籍船1隻当たり4人以上の日本人船員を雇用していること</p> <p>(2)対象 日本籍船に係る所得</p> <p>(3)みなし利益 「1日当たりのみなし利益の金額*」×「当該日本籍船の年間稼働日数」により算出。 *1日当たりのみなし利益の金額(100N/T当たり)</p> <table border="1" data-bbox="400 734 823 869"> <tr> <td>～1,000N/T</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>1,000N/T～10,000N/T</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>10,000N/T～25,000N/T</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T～</td> <td>30円</td> </tr> </table> <p>(4)課税の特例 「日本籍船に係る本来の所得」から「みなし利益」を差し引いた金額を所得控除(損金算入)できる。</p> <p>----- 2013年4月～新制度の予定【2012年税制改正大綱(2011年12月10日)による】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成24年度税制改正大綱(2011年12月10日)【抜粋】</p> <p>対外船舶運航事業を営む日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数税制)については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国海外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。</p> <p>(注)上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。</p> </div>	～1,000N/T	120円	1,000N/T～10,000N/T	90円	10,000N/T～25,000N/T	60円	25,000N/T～	30円	<p>平 21(22).4.1～ 平 26(27).3.31(5年間)</p> <p>再認定を受けた事業者は 平 26(27).4.1～ 平 31(32).3.31(5年間) も適用可</p>
～1,000N/T	120円									
1,000N/T～10,000N/T	90円									
10,000N/T～25,000N/T	60円									
25,000N/T～	30円									
<p>2. 船舶の特別償却</p>	<p>・外航環境低負荷船(3000G/T以上) 特償率(日本籍船):18/100 特償率(外国籍船):16/100</p> <p>・内航環境低負荷船(300G/T以上) 特償率:16/100 特償率:18/100(但し、環境への負荷の低減に著しく資する船舶)</p>	<p>平 23.4.1～平 25.3.31</p> <p>平 23.4.1～平 25.3.31</p>								
<p>3. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)</p>	<p>取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除</p> <p>(資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ)</p> <p>(船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の税額控除)</p> <p>1)機械装置 …(取得価額160万円以上)(リース費用総額210万円以上)</p> <p>2)電子計算機等及び一定のソフトウェア …(取得価額120万円以上)(リース費用総額160万円以上)</p> <p>3)船舶(内航貨物船) …(基準取得価額=取得価額×75%)</p> <p>4)トラック車両 …(車両総重量3.5トン以上)</p>	<p>平 18.4.1～平 26.3.31</p>								

平成24年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
4. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)	船舶から船舶(譲渡差益の80%を圧縮記帳) ・買換え資産(船舶)に対して新造船・中古船とも環境負荷低減型の設備要件あり ・買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていること	平 23.4.1～平 26.3.31
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
6. 登録免許税の課税の特例	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際船舶の所有権の保存登記・・・船舶価額の <u>3.5/1000</u> (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記・・・債権金額又は極度金額の <u>3.5/1000</u>	<u>平 18.4.1～平 26.3.31</u>
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4	
8. 船舶の耐用年数	・油そう船 13年 ・薬品そう船 10年 ・その他のもの 15年	
9. とん税、特別とん税	(1)とん税 1純トン 16円 (2)特別とん税 1純トン 20円	
10. 固定資産税の課税の特例		
1) 船舶	・課税標準: (1)内航船 価格の1/2 (2)外航船、外国貿易船 価格の1/6 (3)外国船のうち国際船舶 価格の1/18	- - <u>平 9～平 26 年度取得分</u>
2) 外航用コンテナ	・課税標準: 価格の4/5	恒久化

平成24年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
<p>11. 港湾施設の特例措置</p> <p>1) スーパー中樞港湾において外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例</p>	<p>【外貿埠頭公社】</p> <p>課税標準:</p> <p>① 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの[(財)横浜港・(財)名古屋港、(財)大阪港、(財)神戸港埠頭公社]が旧外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第2条第1項の規定により承継した一定規模以上のコンテナ埠頭</p> <p style="margin-left: 40px;">…固定資産税・都市計画税の課税標準を 3/5 (当初2年間) 4/5 (残り1年) ⇒ 3年延長の上、廃止</p> <p>② 上記外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに所有している一定規模以上のコンテナ埠頭</p> <p style="margin-left: 40px;">…固定資産税・都市計画税の課税標準を 1/2(当初2年間) 2/3(残り1年) ⇒ 3年延長の上、廃止</p>	平 14.4.1～平 25.3.31
<p>2) スーパー中樞港湾において指定会社等(民営化会社)が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置</p>	<p>【指定会社等】</p> <p>(1) 外貿埠頭公社から民営化会社へ承継するコンテナ埠頭に対する固定資産税・都市計画税</p> <p>① 旧公団から公社が承継した埠頭</p> <p style="margin-left: 40px;">課税標準 価格の3/5(承継後10年間に限る)</p> <p>② 公社が解散するまでに所有した埠頭(①を除く)</p> <p style="margin-left: 40px;">課税標準 価格の1/2(承継後10年間に限る)</p> <p>(2) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第三項に規定する指定会社(以下「指定会社」)等が、国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭</p> <p>○ 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2</p>	平 18.4.1～ 平 22.4.1～26.3.31 【平 26年度末で廃止】
<p>3) 国際コンテナ戦略港湾における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置</p>	<p>外貿埠頭公社が民営化した場合の不動産所有権移転に係る登録免許税の税率を15/1000(本則:20/1000)に軽減</p>	平 23.4.1～平 25.3.31
<p>4) 港湾経営の民営化のための港湾経営会社に係る固定資産税等の軽減措置</p>	<p>港湾経営会社が平成24年度までに新規取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税を以下の通り軽減</p> <p>① 国際コンテナ戦略港湾(阪神・京浜)…課税標準:1/2(取得後10年間)</p> <p>② 一定の重要港湾(苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多)…課税標準:2/3(取得後10年間)</p> <p>※国の無利子貸付を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の課税の特例は、その適用期限を3年延長の上、廃止</p>	平 23.4.1～平 25.3.31

※下線は平成24年度税制改正による変更箇所

(出所) 日本船主協会資料